刑法における犯罪体系の意味

ここに掲載する3本の論稿は,2011年3月23日と24日の両日に,中国山東大学法学部で行った「刑法における犯罪体系の意味」と題する連続講演での報告をもとにしたものである。松宮は,2005年に山東大学を初めて訪問して以来,同大学の刑事法部門の教授,とりわけ,于改之教授とは緊密な学問的交流をいただいている。また,現在,立命館大学の博士研究員である張小寧氏が,この山東大学法学部で于教授の指導のもとに法律修士を取得した縁もあり,于教授のお招きを受けて,今回の講演が実現することとなった。

また,今回の講演では,立命館大学法学部の嘉門優准教授および本学 OG で香川大学法学部の佐川友佳子准教授の協力を得て,大学院法学研究科博士後期課程に在籍する中村悠人氏および金子博氏とともに報告原稿を作成していただき,かつ,2日目の報告は中村氏と金子氏に引き受けてもらった。その構成は,以下のものである。なお,松宮の報告については,人民大学の馮軍教授にお招きいただき,同じ内容の講演を,3月26日に北京の人民大学法学部でも行っている。

• 3月23日

松宮孝明「犯罪体系を論じる意味」

• 3月24日

嘉門 優・中村悠人「超法規的違法性・責任阻却事由の要否」 佐川友佳子・金子 博「犯罪体系と共犯体系」

なお,当日の質疑を含め,いずれの報告についても,張小寧氏に中国語への翻訳を引き受けていただいた。記して謝意を表する。

(松宮 孝明)